

# 葛飾区正規雇用等転換 促進奨励金のご案内



葛飾区では、国が実施する「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」(※)の支給決定を受けた区内事業主で、**区内に住所を有する方**の雇用転換等を行った場合に、奨励金を支給しています。

(※)キャリアアップ助成金(正社員化コース)とは  
いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する国の制度です。

## 奨励金の交付額

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合、対象となる有期契約労働者等1人当たり、以下の金額を事業主に支給します。

区分	国の助成額 [A]	区の支給額 [B]	合計額 [A+B]
有期 → 正規	57万円	<b>25万円</b>	82万円
無期 → 正規	28.5万円	<b>15万円</b>	43.5万円

※キャリアアップ助成金(正社員化コース)の額に奨励金の額を加えた額が、対象事業者雇用期間に  
対象就労者に対して支払う賃金の総額を超えるときは、当該賃金の総額からキャリアアップ助成金  
(正社員化コース)の額を差し引いた額を支給します。

※建設業の場合は、1名につき10万円を加算します。

(※)上記のほか、国のキャリアアップ助成金(正社員コース)には、対象者に応じた助成額の加算があります。  
詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

▷厚生労働省ホームページ「キャリアアップ助成金」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## 交付対象の要件

次に掲げるそれぞれの要件をすべて満たすこと。

### 事業主

- 区内に事業所があること
- 国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の支給決定を受けていること
- 法人住民税(個人の場合は特別区民税・都民税)を滞納していないこと
- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること

### 労働者

- キャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給決定を受けた日において、対象事業主の事業所(区内)に勤務する者であって、かつ、今後も継続して対象事業主の事業所に勤務する予定の者であること(後日、雇用状況を確認させていただくことがあります)
- 区への申請日から起算して過去1か月間以上継続して区内に住所を有する者であること

## 交付申請方法

国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の支給決定を受けてから**2か月以内(厳守)**に区へ必着で、以下の必要書類を下記申請先まで**郵送**にて提出してください。

- ① 葛飾区正規雇用等転換促進奨励金交付申請書(第1号様式)(※1)
- ② 国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の支給申請書の写し(別添様式1-1、1-2を含む)
- ③ 国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の支給決定通知書の写し
- ④ 国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」申請時に提出した賃金台帳の写し
- ⑤ 対象事業主の法人住民税(個人の場合は特別区民税・都民税)の納税証明書
- ⑥ 対象労働者の住所が確認できるもの(住民票、運転免許証の写し等)(※2)
- ⑦ 建設業を営む方は、建設業を営んでいることが確認できるもの(許可証の写し、登記簿謄本)
- ⑧ **返信用封筒(切手が貼られたもの)**

(※1)申請書は区ホームページからダウンロードすることができます。

(※2)運転免許証の写しを提出される場合は、裏面の写しも添付してください。

## 申請受付・問合せ先

### 産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7丁目2番1号

テクノプラザかつしか1階

☎03-3838-5556

(平日午前8時半から午後5時まで)

社会保険労務士による**無料の労務相談**も承ります。まずはご相談ください。



葛飾区 正規雇用 奨励金

検索